



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年4月15日金曜日 第299号

◇ 目 次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....	(税務課) ...	384
救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ...	384
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	384
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	(農地整備課) ...	385
保安林の指定の解除の廃止.....	(森林整備課) ...	385
保安林の指定の解除.....	(") ...	385
保安林に指定した旨の通知に係る掲示.....	(") ...	385
建設業者の許可の取り消し.....	(東予地方局管理課) ...	386
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	386
建設業者の許可の取り消し.....	(中予地方局管理課) ...	386
指定道路の指定.....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	386

公 告

愛媛県視聴覚福祉センターエレベーター設備修繕の委託.....	(障がい福祉課) ...	387
--------------------------------	----------------	-----

教育委員会告示

愛媛県指定有形文化財の指定の失効.....	(文化財保護課) ...	388
-----------------------	----------------	-----

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...	388
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	388
政治団体の解散の届出.....	(") ...	389
政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体.....	(") ...	389

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第416号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、令和4年3月30日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和4年4月15日

愛媛県知事 中村時広

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
1	愛媛県自動車販売整備組合 理事長 松田 卓恵	1 代表者氏名 松田 卓恵	1 代表者氏名 岡 豊

○愛媛県告示第417号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和4年4月15日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有効期限
村上記念病院	西条市大町739番地	社会医療法人社 団更生会	令和7年 4月12日 まで

○愛媛県告示第418号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに鬼北町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年4月15日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
くすりのレデイ鬼北店・ファミリーマート鬼北永野店
北宇和郡鬼北町永野市361番地1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フジ

松山市宮西一丁目2番1号
 代表取締役 尾崎 英雄
 株式会社ファミリーマート
 東京都港区芝浦三丁目1番21号
 代表取締役 細見 研介

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社レデイ薬局
 松山市南江戸四丁目3番37号
 代表取締役 白石 明生
 有限会社トウヤマ
 宇和島市和霊東町三丁目8番16号
 代表取締役 渡邊 誠

(4) 大規模小売店舗の新設をする日
 令和4年11月15日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,344平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数
 57台

イ 駐輪場の収容台数
 18台

ウ 荷さばき施設の面積
 207平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量
 16.7立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社レデイ薬局
 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 有限会社トウヤマ
 24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで
 荷さばき施設2 24時間

2 届出年月日

令和4年4月1日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに鬼北町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、宇和島市吉田町立間地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年4月15日

愛媛県知事 中村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業、農業用排水施設整備事業、農業用道路整備事業・立間地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年4月18日から5月19日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所

○愛媛県告示第420号

保安林の指定の解除（令和3年10月愛媛県告示第1248号）は、廃止する。

令和4年4月15日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第421号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年4月15日

愛媛県知事 中村 時 広

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

八幡浜市保内町宮内8番耕地319の21

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

八幡浜市保内町宮内8番耕地319の21

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第422号

保安林の指定（令和2年12月愛媛県告示第1334号）に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を松山市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和4年4月15日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方	備考
松山市上怒和乙51	松山市上怒和甲485 山本松利	森林所有者

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松山市上怒和乙51（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第423号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年4月15日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-29)第9585号	平成29年8月11日	(有)谷口工業所	谷口 泰子	今治市延喜甲303-8	令和4年2月16日	土木工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第424号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和4年4月15日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和4年4月5日

3 指定道路の位置

四国中央市具定町字山田66番1の一部及び67番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 34.75メートル

(2) 幅員 5.15メートル

○愛媛県告示第425号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年4月15日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(特-1)第2669号	令和2年1月31日	(株)福崎組	福崎 太郎	松山市大可賀2-3-17	令和4年3月3日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(特-3)第1107号	令和3年10月3日	(株)大野土建	大野 辰昭	松山市窪野町2139	令和4年3月11日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-3)第18662号	令和3年6月18日	(株)光建開発	板坂 円香	松山市正円寺3-5-50	令和4年3月14日	石工事業、鋼構造物工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第15798号	令和2年8月26日	(株)恵比寿	清水 大善	松山市山西町543-5	令和4年3月16日	建築工事業	建設業の廃止
(般-29)第13700号	平成29年5月12日	(有)テクノアイ	井関 洋介	松山市谷町甲184-5	令和4年3月17日	屋根工事業、防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第426号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和4年4月15日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和4年4月7日

3 指定道路の位置

八幡浜市保内町宮内1番耕地65番の一部、1番耕地77番6

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 32.14メートル
- (2) 幅員 4.25メートル

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年4月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県視聴覚福祉センターエレベーター設備修繕
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県視聴覚福祉センターエレベーター設備修繕 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
契約締結の日から令和5年3月24日まで
- (5) 委託業務の履行場所
仕様書による。
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 国及び地方公共団体等と種類及び規模が同程度の契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (4) 株式会社日立製作所製のエレベーター設備を修繕できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課障がい施設係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2421
- (2) 入札書の受領期限
持参の場合は、令和4年5月27日(金)午前11時00分

郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。)による場合は、令和4年5月26日(木)午後5時15分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和4年5月27日(金)午前11時00分

愛媛県庁第二別館1階 保健福祉部会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書の受付期間

公告の日から令和4年5月16日(月)午後5時15分までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 入札参加資格確認申請書の受付場所

3(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Repair of the elevator at Center For Visually and Hearing Impaired, 1 set
- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 27 May 2022
- (3) For further information, please contact: Facilities For Disabled Persons Section, Disabled Persons Welfare Division, Lifelong Support Promotion Subdepartment, Health and Welfare Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel: 089 912 2421

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第11条第3項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定有形文化財の指定は、効力を失った。

令和4年4月15日

愛媛県教育委員会
教育長 田 所 竜 二

指定の効力を失った有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数	参 考
木造金剛力士像	松山市石手二丁目	宗教法人石手寺	2 軀	昭和40年4月2日指定

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項（同法第6条の3の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和4年4月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
橋本だいき後援会	橋 本 大 樹	横 田 耕 一	今治市波方町郷甲1375 - 3	令和4年3月4日
日本弁護士政治連盟愛媛支部	矢 野 真 之	高 橋 直 人	松山市三番町四丁目8 - 8	令和4年3月22日
政治団体井樹連盟郷土塾	日 野 伸 一	野 村 祐 樹	西条市野々市138	令和4年3月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和4年4月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県西条市第四支部	黒 川 理 恵 子	会 計 責 任 者	黒 川 理 恵 子	近 藤 徹 雄	令和3年11月1日
自由民主党愛媛県支部連合会	三 宅 浩 正	代 表 者	三 宅 浩 正	渡 部 浩	令和4年3月26日
		会 計 責 任 者	戒 能 潤 之 介	明 比 昭 治	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
松徳けんじ後援会	原 田 浩	代 表 者	原 田 浩	亀 岡 玄 良	令和3年7月3日
愛媛県商工連盟連合会西条支部	星 加 隆 夫	会 計 責 任 者	今 岡 正 士	山 内 章 正	令和3年9月16日

日本薬業政治連盟愛媛県支部	阪本正夫	代 表 者	阪本正夫	藤田皓二	令和4年3月1日
近藤つかさ後援会	近藤隆	会 計 責 任 者	近藤好子	近藤三重子	令和4年3月3日
政治結社志國紫電改	岩城誠太郎	会 計 責 任 者	佐藤葵	高橋辰彰	令和4年3月15日
岡雄也後援会	戒田平人	主たる事務所の所在地	松山市桑原三丁目6-19	松山市桑原七丁目1-36	令和4年3月23日
		会 計 責 任 者	野本栄喜	藤田恵	

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年4月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
市民がつくる政治の会愛媛支部	若林香菜子	令和3年11月28日
未来を考える会	渡辺健三	令和4年2月28日
押田憲一後援会	上野昭彦	令和4年3月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和4年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和4年4月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地
	代 表 者	会 計 責 任 者	
宇都宮明宏後援会	伊藤正徳	水口頼男	西予市宇和町明石1885-2
かねとう一司後援会	兼頭一司	兼頭薫	西条市丹原町北野723
白石けんさく後援会	横川義隆	白石六男	松山市中村一丁目3-18
神野きょうた後援会	神野恭多	加藤洋司	新居浜市大生院583-2
ふじおかひろたか後援会	藤岡裕高	藤岡裕高	今治市新谷甲1464-23